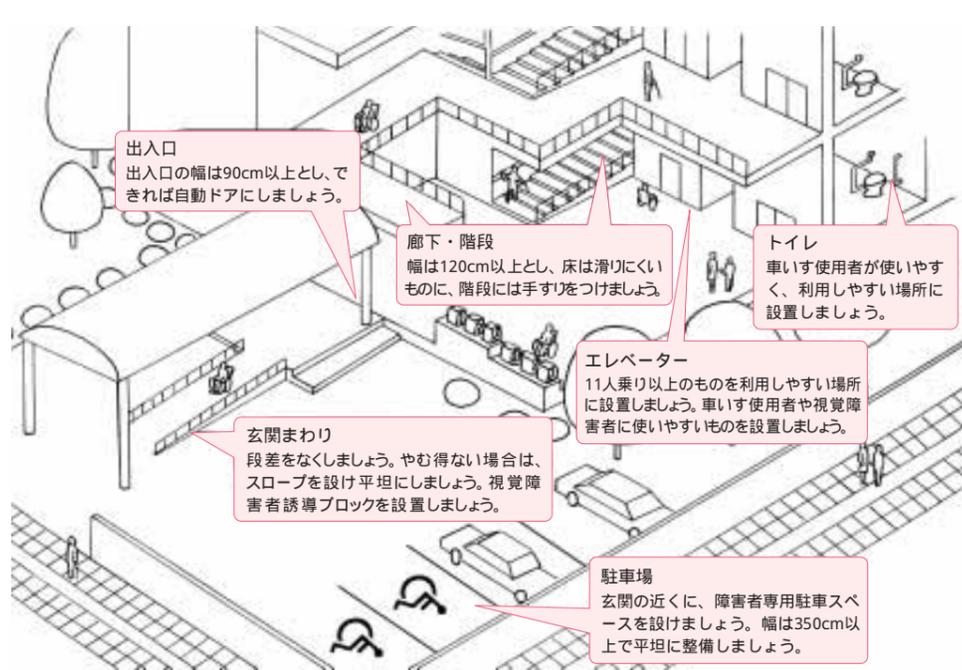


## 福祉のまちづくり条例 建築物の主な整備基準



公共施設や官公庁、病院、金融機関、百貨店、ホテルなど、一定規模以上の「特定施設」の新設・改修時には、市との事前協議や工事完了の届出が必要です。

事前協議を行わない場合や指導・助言に従わない場合、協議と異なった工事を行った場合には、市は勧告・公表を行うことができます。

# 人にやさしいまちに

## 出雲市福祉のまちづくり条例



市では、だれもが自立し、安心して快適に暮らせるまちを目指して、「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定しています。今週は、この条例の内容についてお知らせします。

視覚障害者が外出する上で、誘導ブロックは大事な役割を果たします。市では、障害者やボランティアなどと協力して市内バリアフリー調査を行い、「出雲てくてくウェブ」【詳しくは3ページ左下】に生かしています（JR出雲市駅南口前）

外出する前に  
出雲てくてくウェブを  
見てみませんか



市ホームページの「出雲てくてくウェブ」では、市内施設のバリアフリー情報などを紹介しています。施設の出入口の段差やスロープ、身障者用トイレの有無などを事前に調べておけば、安心して外出することができます。ベビーカーなどを利用するときにも役立ちます。今後も、情報を随時更新していきますので、ぜひ活用してください。

以前あるイベントで車いすに乗って、段差のある部分や急なスロープを通る体験をしました。かなり苦労したことを覚えていますが、「雨の日などに車いすですで外に出るのは大変だろうなあ」とつくづく思いました。



福祉のまちづくり推進協議会委員  
建築士 宇佐美 淳さん（今市町）

まちには、高齢者や障害のある方が、自由に外出することを妨げるバリア（障害）が多くあります。建物の出入口の幅が狭かったり、多目的トイレがあっても、そこへたどり着くまでの廊下が狭かったり、エレベーターがなかったりなど、物理的にあまり利用できない施設もかなりあります。その基本的な部分は、我々建築士の設計にかかっています。ユニバーサル（普遍）デザインの考えを取り入れ、だれもが利用しやすい施設を計画し、発注される事業者の皆さんにも理解を深めてもらえるように努めていきたいと思っています。

バリアのないまちを目指して、だれもが利用しやすい設計を

### 3つの基本方針

#### 心づくり

障害をもつ人の回りにあるバリアのうち、最も重大なのが心・意識上のバリアです。私たち一人ひとりが障害の有無に関わらず、平等な個人としてお互いに理解し、尊重し合う社会づくりを目指します。

広報・啓発  
福祉教育の推進  
交流の促進

#### 地域づくり

市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加できる社会環境の整備推進に努めます。

学校教育・生涯学習の支援  
就業機会の確保  
日常生活・情報利用の支援  
安全対策の推進

#### 都市づくり

市は、建築物・道路、公園の整備基準を定めます（主な基準は次ページ上図参照）。事業者や市民は、バリアフリーに配慮した施設や住宅などの整備に努めます。

3つの基本方針で進めます

「出雲市福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などの自立や社会参加を妨げているさまざまなバリアを取り除くため、行政と市民、事業者のそれぞれが役割を担い、すべての市民が快適に暮らせる環境を整えていくことを目的としています。

真に豊かな「ふるさと出雲」の実現に向け、バリアフリーのまちづくりを、3つの基本方針を中心に進めています。（左表のとおり）

障害をもつ人や体の不自由な高齢者などにとって、建物や道路の段差や、手すりのない階段

などは、大きなバリア（障壁）になることがあります。だれもが安心して外出し、施設を利用できるように、条例では、一定規模以上の建物を整備する際には、市との事前協議を行い、基準に沿った整備をすることを義務付けています。

しかし、整備された身障者駐車場を健常者が利用したり、視覚障害者用の誘導ブロックの上に自転車などを駐車したりするなど、マナーが悪ければ、役目を果たすことができません。

バリアフリーのまちづくりは、市が取り組むだけでなく、市民や事業者の皆さんの協力が不可欠になります。一人ひとりが、お互いを理解し、思いやりをもつことで、人にやさしいまちをみんのでつくりましょう。

福祉のまちづくり条例についてのおたずねは 福祉推進課（ 2211内線4112 ）